

資料 5

今後の予定

○ 協議手段

(1) 関係団体の意見聴取を目的に検討協議会を設置し、条例制定に関する意見聴取を行う。

(2) パブリックコメントにより、市民からの意見聴取を行う。

○ スケジュール（予定）

令和4年9月16日	協議会
10月	条例案のパブリックコメント（意見公募）を実施 （概ね1カ月を予定）
12月	坂出市議会12月定例会 上程
令和5年1月	施行